費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	163,052,095	①費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：163,052,095円 （自己都合退職手当23,525,170円、研究活動43,548,035円、研修事業12,382,709円、教育相談活動535,021円、情報普及活動80,465,560円、国際交流活動914,105円、一般管理費1,681,495円） イ）固定資産の取得額：42,011,363円 （業務用器具備品等41,193,413円）
	資産見返運営費交付金	42,011,363	
	資本剰余金	0	
	計	205,063,458	
会計基準第81第３項による振替額		0	
合　　計		205,063,458	

②　平成22年度交付分　（単位：円）

区　　分		金　額	内　　訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	0	—（業務達成基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	0	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	—（期間進行基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	0	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,034,380,749	①費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：1,034,380,749円 （役職員人件費716,363,086円、研究活動110,657,483円、研修事業37,327,161円、教育相談活動8,741,258円、情報普及活動94,238,052円、国際交流活動19,487,032円、一般管理費47,566,677円） イ）固定資産の取得額：25,833,161円 （業務用器具備品等6,264,771円）
	資産見返運営費交付金	25,833,161	
	資本剰余金	0	
	計	1,060,213,910	
会計基準第81第３項による振替額		78,049,090	中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準第81第３項の規程に基づき、運営費交付金債務全額を収益化。
合　　計		1,138,263,000	

運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①　施設費の明細　（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
水槽類更新等	32,025,000	0	32,025,000	0	
計	32,025,000	0	32,025,000	0	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円）

区　　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	千円 (408) 33,251	名 (2) 2	千円 (—) (—)	名 (—) (—)
職　　員	千円 (36,247) 613,786	名 (18) 69	千円 (—) 56,196	名 (—) 5
合　　計	千円 (36,655) 647,038	名 (20) 71	千円 (—) 56,196	名 (—) 5

（注記事項）

１．役員給与の支給基準の概要

⑴　役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

⑵　俸給、特別調整手当及び通勤手当は、その月の月額の全額を毎月17日に支給する。
特別手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

⑶　常勤役員の平成23年３月末現在の俸給月額は、理事長917,000円、理事780,000円。

⑷　非常勤役員の役員手当の月額は、17,000円。

２．職員給与の支給基準の概要

⑴　職員の給与は、基本給（俸給及び扶養手当）及び諸手当（管理職手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当）とする。

⑵　俸給、扶養手当、管理職手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。
期末手当は、６月30日及び12月10日に支給する。
勤勉手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

⑶　職員の受ける俸給は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に勤務する職員の勤務時間・休暇等に関する規程に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員の例に準じて俸給表において定める級及び号俸により決定する。

３．支給額には、法定福利費が含まれている。

４．職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員（１人未満四捨五入）である。

５．非常勤の役員及び職員に係わるものは、上段括弧書外数で記載している。

重要な債務負担行為の明細　該当なし。